

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成22年5月28日（金）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所評議室（本館4階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

飯田喜信，小上泰代，白木優，城山豊，壽崎かすみ，坪井祐子，野村征市，松居徹郎，横井聡

（事務担当者）

西山実，森健治，島田博敏，吉川昌範，大本善久

4 議事

（1）裁判員制度に関する事前アンケート結果の紹介

（2）事前アンケートの結果を踏まえた法曹委員の意見

（3）意見交換

「裁判員裁判について」

発言要旨は，別紙のとおり

（4）次回の開催日程

委員の都合等を調整の上，平成22年10月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

▲

(配布資料の紹介)

- ・最高裁判所の広報誌「司法の窓」に掲載された裁判員裁判の実施状況についての記事
- ・裁判員等経験者に対して実施したアンケート集計結果のうち自由記載欄に記載のもの
- ・全国の20歳以上の者から無作為抽出した方を対象として実施した意識調査の結果
- ・裁判員裁判の実施状況の概数集計
- ・新聞記事

(アンケート結果の紹介)

- ・公判前整理手続について、時間を要している感じだが、争点の過度な整理は、裁判員が裁判から学ぶことへの阻害要因にならないか。
- ・裁判員経験者の感想、新聞報道に見られる検察側と弁護側の力量の違いという視点から、弁護、検察の力量が公正な判断をする基となるどころ、力量不足の中で裁判が進められているとすれば、それ自体が問題であり、双方の力量アップが必要である。
- ・これからの刑事裁判は精密司法から核心司法に変革すべきであると言われていたとの司法の窓の記事について、完全に移行して問題はないのか危惧する。

以上、委員に対して事前に行ったアンケート結果から、意見交換をしていただく論点になるとと思われる代表的な意見について報告する。

- また、刑事裁判に対しての国民参加という裁判員制度の目指すものは何なのか、改めて制度の意義を考えた方がいいのではないかという意見もあった。ほかに取り上げたらいいと思うことがあれば補足していただきたい。
- 裁判員は無作為抽出で選ばれ、70歳以上は辞退できるということだが、70歳という線引きが相当かどうか。
- 裁判員制度の運用に関する意識調査で、裁判員制度が始まる前の刑事裁判について、「公正中立である」や「信頼できる」の項目の回答結果を見ると、裁判員制度が始まる前、あまり国民に信用されていなかったように思われるが、この結果を法曹界はどういうふうに理解しているのか、お伺いしたい。
- ある被害者が自分の情報がどういった人にどのように流されるか不安を覚え、強姦致傷罪だと裁判員裁判になることから、それよりも罪の軽い強姦罪で裁判されることになったとの報道がされていたが、重い刑に処せられるべきものが軽い刑になることは問題だと思った。最近、裁判員経験者が、マスコミに出て、いろいろ意見を述べているが、情報をどれだけしっかり押さえて話をしているか疑問に思う。裁判員は、知り得た情報について、言うてはいけないことをしっかり認識しなければいけないと思う。
- 性犯罪については、裁判員裁判を対象から外すべきではないかという議論も出ている。報道の在り方を含め、どのように配慮していくか、議論を深めていきたいと思う。
- 裁判員制度が始まってから、保護観察付きの判決が多くなっているように思うが、最初から保護観察付きというのはどうかと思う。

■ 事前アンケートの結果を踏まえ、法曹三者の意見をお伺いした上、論点について全体で意見交換を行うこととしたい。

△ 検察庁は、裁判員制度開始前から、中核事務官というポストを作り、裁判員の事件に対応できるよう準備を進めてきたこともあり、我々が主張させていただいた内容は、理解していただけているのではないかと考えている。

裁判員裁判に実際に立ち会って、裁判員が尋問される内容を聞いていて、違った視点、いろいろな方向からの質問もあった。

いくつかあげられた論点の中で、公判前整理手続の長期化があるが、ごく短期間に充実した審理をするためには、その準備が当然必要になる。当事者双方の主張を戦わせて、それに応じた証拠をそれぞれが提出し採用してもらうということで、それなりに時間がかかるのはやむを得ないところがあるが、報道等でも長期化が問題にされており、検察庁としても、なるべく短い期間で終わるようにできることはすべてやろうと話をしている。例えば、起訴後、検察官から事件の概要等を明らかにした証明予定事実という書面を出す、従前は裁判所の指定があつてから提出していたが、指定がある前に作成して提出するようにしている。

検察側と弁護側の力量の違いについて、検察庁としては理解してもらいたいポイントができる限り分かりやすくするなどの工夫をしている。検察庁は、組織として、専門的にバックアップして準備をしてきており、アンケート結果でも分かりやすかったという意見が多いのは、組織的にやっていることからではないかと思う。

精密司法から核心司法へということについて、核心司法になったからといって、捜査がぞんざいになるとか、手を抜くということではなく、起訴するまで、これまでどおり必要な裏付け捜査は、非常に手間を掛けて警察に指示しつつやっている。

あと、これまでの反省点であるが、事実認定や量刑を決めるに当たり必要のない部分まで膨大な証拠書類を出したり、不必要な証人尋問に時間をかけていたことがあったのだろうと思う。それが裁判員裁判になると、必要な限りにおいて抽出するということで、証拠書類も激減しており、核心司法になっているのではないかと思うが、事実認定や、罪を決めるに当たって重要な事情や争点については、従来どおりきちんとした証拠での立証、精密な立証を心がけていくことで、必ずしも裁判員裁判になったから証拠が手薄になったということではないと考えている。

もちろん公判前整理手続には裁判員は参加しないので、裁判員裁判が実際に始まってから、裁判員から、被告人がどういう人生を送っていたかなど、こういうことを知りたかったという意見もあり、これが事実認定や量刑上重要な事実について加えて立証してくださいという場合は、検察官としても対応していきたいと考えている。

◎ 公判前整理の長期化について、大津地裁は、事件を受け、判決を出している消化率が千葉に次いで全国2位と聞いており、それほど公判前整理手続に時間がかかっているわけではなく、バランスよくいっていると思う。逆に、早くやり過ぎると整理されないまま裁判になり、裁判員に負担を掛けることになる。ただ、問題が出ているのは、まだ書証が多過ぎるのではないかということで、調書は朗読という形で行われるが、事件によっては一日目の午後だけで終わらず、二日目の午前までやっている事件があり、一応スクリーンに字が出るが、それを見ながら延々と聞いている状態で、もう少し証拠を減ら

せるようにしてはと思う。

検察と弁護の力量バランスについては、確かに弁護人は個人でやっており、必ずしも刑事を専門にやっているわけではないので、否めない感もあるが、一応、日弁連、近弁連で刑事弁護委員会を中心に研修をやり、その研修の結果を会に返すようにいろいろやっているところである。今のところ、ほとんどの事件について国選弁護人を複数選任してもらい、本当に大変な事件については3人が付く形でさせていただいている。複数選任をすると、事務所が別の弁護士になり、予定が合わず公判前整理が長引くこともあるが、少しでも弁護がしっかりできるようにしたいと考えている。

精密司法から核心司法ということについて、特に、この点については何か変わったというような問題意識は弁護士の方は持っていない。

裁判員の方に対する関係での改善点として、まず、守秘義務の範囲が不明確なのではないかということがある。具体的には記者会見の際に記者から守秘義務に触れるような質問があったとか、裁判員が守秘義務に触れるような回答をしようとしたことがあったなどである。これは、やはり守秘義務の範囲が不明確、またはあいまいが故に起こっているのではないかと思うので、明確にした方がいいという意見が出ている。

また、裁判員等経験者に対するアンケートでも、法律用語が分からないとか、基本的な事柄が分からないので説明してほしいという意見がある。簡単な言葉で法律的な定義付けをしてという話が当初模擬裁判等で出ていたように思うが、実際は、そういうことはなく、同じことを、検察官、弁護士が、それぞれ独自に説明しているような状況であり、誰がいつそういった法律用語を説明するのか、あらかじめ明らかにして説明した方が裁判員にとって負担も少ないのではないかという意見がある。

量刑について、重いと感じられる事件があったという意見がある。それとの関係で、共犯者がある場合、一人の被告人で複数の犯罪をしているときに、同時に審理するかどうかということところで、別々に審理した方が量刑が重くなるのではないかという懸念が弁護人にはある。共犯者は、それぞれ別々にして、同じ人の事件はすべて一緒に審理した方がいいのではないかという弁護人の意見である。ただ、裁判員等経験者の話を聞くと事件が複数あると複雑で分かりにくいという意見もあるので、検討の余地はあると思う。

裁判員等経験者の意見を聞くと、時間制限という点がキーワードになっているように思う。裁判員の負担軽減のためだと思うが、厳密に裁判スケジュールが組まれ、休憩を結構頻繁にとって進められているようであるが、問題だと思うのは、被告人質問や証人尋問の時間が足りないのではないかということで、もう少し時間をとってもらった方が裁判員もしっかりと理解できていいのではないかと思う。また、裁判員が質問をする時間を十分とっていたか、時間が決まっているので、ふと思いついたこともその場で質問できない雰囲気ができているのではないかと感じたという弁護士の意見もあった。

あと、通訳人や被告人の声が聞きづらいという話も出ている。もちろん我々話す方もしっかり話して裁判員に声が聞こえるようにすべきなのだと思う。

- ◇ アンケートに、国民参加の目的、目指すものは何なのかという問いがあったが、この点、裁判員法に一応定めがあり、定義の目的は司法に対する国民の理解と信頼の向上を目指すとされている。もちろん、司法の中に国民の視点を積極的に取り入れて理解と信頼を得ることを目指していかなければいけないが、司法本来の機能である真実の発見も

重要な目的であり、それと両立させていかなければならない。また、国民の皆様にあまり大きな負担をかけることもできないというところで、どのように両立させるか、着地点を見つけていくのが、私どもの使命になるのではないかと考えている。

公判前整理手続の長期化の問題について、これまでのところ大津では、裁判官裁判の処理期間と、それほどそんな色はないのではないかなと考えている。

ただ、大津の場合には、多少困難な類型の事件が多くなっているので、公判前整理手続に要する期間は、若干長くなり、特に、殺人罪など、結果が重くて厳しい判決が予想される事件、争いがある事件などは、公判前整理が長くなっているところもある。ただ、短ければよいというのではないという意見もあり、この辺りの是非については、今後、検証していかなければいけないと考えている。

当庁では、公判前整理手続を促進するため、電話等によって当事者双方への働きかけを強めるという方策を行っている。

核心司法への移行の問題、検察、弁護の力量差の問題が出ていたが、この二つの問題は、公判前整理手続と関係する問題である。というのも、従前の精密司法と言われる時代においては、証拠の取捨選択をすることなく、多量の証拠が提出され、裁判所が採用をし、裁判官がそれを見て真実を拾い出すという手法が採られていたので、特に戦術は要しなかったが、公判前整理手続が導入され、その中で証拠を取捨選択し、重要な証拠だけを調べるという核心司法が導入されると、検察官、弁護人の戦術により証拠が選ばれることになり、そこで、検察官や弁護人の力量の問題がクローズアップされてくる。

制度開始前は、裁判所の方では、そうした公判前整理手続の主張整理、証拠の取捨選択について、裁判所による職権行使はなるべく控えて、当事者に任せようという論調が多かったが、実際ふたを開けてみると、当事者任せになり過ぎていて、それが公判前整理の長期化につながったという懸念も生じている。こういう問題が大きくなり、当事者の戦術や力量で事実認定、量刑が左右されるという事態になると、個人的な見解ではあるが、かえって刑事司法に対する信頼を失わせるということにもなりかねないので、裁判所が職権をもう少し行使すべきではないかという点も、今後、検討していかなければいけない。

それから、アンケートには出ていないが、選任手続と評議の関係についても紹介をさせていただく。選任手続では、国民の負担を軽減するために、呼び出しする候補者数の設定と、辞退の申し出の判断を適切に行うことが求められているところである。

候補者数の選定などは、審理日数や審理の時期に影響されることになるが、例えば、月末月初、年末年始などは人数を増やさなければいけないとか、審理日数が長ければ、候補者数を多くしないといけないという一般論は分かっているけども、その事情が、どの程度影響して、何人選ぶのかということについては、まだ、プラクティスが確立されていない状況である。

これまで裁判所としては、裁判員が選任できなくなると困るということで、出頭者数がだいたい30名程度確保できるように候補者数を設定していたが、やや多過ぎたという感想を持っている。

ただ、本当に裁判員が選任できなくなっても困るので、もう少し事例の集積を待って、どこまで人員の絞り込みが可能か、検討が必要である。辞退の承認についても、なるべ

く前倒しで事前承認をするようにしているが、その辺りの判断が適切であったかどうかについても、今後検討していかなければいけないと考えている。

評議については、最終的に結論を出す非常に重要な部分であるので、なるべく裁判員の意見を十分引き出せるように、適切な評議を運営するとともに、裁判員の意見を判決文に反映させるということが重要になってくると考えている。これまでの裁判員のアンケート結果によると、概ね評議では意見を述べる事ができたという意見をいただいでいて、ひとまずは安堵している。実際に何件かの評議を運営してみた感想で言うと、限られた時間の中で十分な評議をすることが求められるところ、そのためには前提条件をきちんと整えなければならないことを痛感した。弁護士委員からも紹介があったが、前提となる法律概念や事実認定の枠組み、量刑を決める際の理念、こういった説明を効果的に行って十分理解してもらわないと、結局、何を議論してもらった方がいいのかが裁判員に十分伝わらず、不十分なものになってしまう。誰が説明するのかは、一次的には裁判官に説明義務があると考えているが、検察官や弁護人も、自らの主張を理解してもらうために避けては通れない問題なので、理想的な形としては公判前整理手続で三者間で十分議論を詰めて一致させることが望ましい。しかし、どうしても当事者は自分に有利な説明を希望するということになりがちで、なかなか一致させることが難しく、それが実現できていない。

量刑については、一部の犯罪について量刑が重くなっているとの報道がなされ、弁護士委員からもそのような意見があったが、現段階でそうした判断ができるほど判決が出た事件は多くなく、事実関係に争いが無い事件が中心で、どちらかと言えば検察に有利な事件について判決が出されている状況なので、そういった断定をするのは時期尚早と考えている。ただ、量刑は時代とともに変化するものであるので、裁判員制度の施行が変化の契機になることは十分にあり得るところで、今後も注視していきたいと考えている。

- それでは、全体の意見交換に移り、各委員のご意見を伺うこととしたい。
まず、選任手続について、辞退が認められた事由の中で最も多いのが70歳以上の方、学生等であるが、先ほど70歳以上という年齢の線引きについてご意見があった。
- 70歳以上が能力的な問題から辞退事由となっているのであれば、最初から70歳以上はやめましょうというようなことはできないのか。
- それは年齢による差別になるのではないか。
- どこかで線を決めた方がいいことは間違いないと思うが、それが65歳か、70歳がいいか。
- ◇ 65歳以上の方もいくらかでも参加してもらっており、70歳以上の方に参加いただいたこともある。
- 実質的な能力の問題であり、高齢者は社会経験も豊かで、極めて広い見識もあるという面もある。その辺の兼ね合いで、むしろ年齢がいろいろと多様な方がいいのかという考えもある。
- 裁判に当たり、年齢層の比率が適当でないといけないというのであれば、高齢者ばかりになっても、いなくても具合悪いことになる。どういう人に裁判してもらおうと思っているかという目的によって変わってくるのではないか。80歳としても、80歳まで

辞退できないのかということ、足が悪いとかで行けないなどの理由で辞退が認められるのであれば、年齢はもっと上でもいいと思う。人によって老化の度合いも違う。

- 裁判員制度が始まる前、辞退事由の中で判断が難しいと考えられていたのが、仕事が忙しいからという仕事の都合で、それを正面から認めていくかどうかで、認めると仕事をしている人は、皆参加しなくてよくなってしまうことも考えられ、難しい問題である。
- 1週間仕事から外れるとすごい負担であり、非常に苦痛である。代替りの人がいればいいが、いないとなると、大変だろうという気がする。
- ◇ 仕事の都合を辞退事由として認めるかどうかは、代替が可能か、仕事を休むことでどの程度の損失が発生するのかという二つの指標で判断すると考えている。候補者からの申告はいずれも真面目で誠実なものという前提で判断している。
- 調査票の回答に基づく辞退として学生があるのは、どういう理由からか。
- ◇ 学生は学業をするのが本分なので、裁判員になるために、学業がおろそかになってはいけないという趣旨だと思う。もちろん社会経験としてやりたいということであればやっていただくことはできる。
- 学生が候補者として選ばれた場合、正当理由のある欠席として扱うには、選ばれたという申し立てをしてもらわないといけないが、そうするとその個人情報外部にもれることになりかねず、難しい問題である。
- ◇ 一般社会に公表することは禁じられているが、休みを取得したり、あるいは、代替りの方に依頼するために、それを告げることは禁止されているところではない。
- 大学は、閉じた社会ではないので、情報を秘密にすることができず、裁判員候補者になったということをごとまで伝えるかは難しい。
- 選任手続において、国民参加で広く多くの人に来ていただくのは大事なことであるが、最終的に選ばれる人数は数名で、候補者を呼び出し過ぎているのではないかという批判がある。こんなにたくさん呼んで結局はこれだけしか選ばれないのかと、そうであれば最初からもっと少なくすればいいのではないかという意見があり、その辺りの兼ね合いが難しいところである。
- ◇ アンケートなどを見ても、やはり接遇面に対する不満、何よりも日程を3日間空けてきたにもかかわらず、結局外れる人が多いということに不満が非常に多く、もう少し精度を上げたいとは思いますが、個人的意見としては、この制度をもう少し手直した方がいいのではないかという気もしている。
- 実際の裁判に出席しないといけない日数は、どの時点で決まるのか。実際に出ようと思うと、可能なときと可能でないときがある。それがわからない段階で、返事はしにくい。行くということになっても、最終的にくじで外れたら、周りにも理解してもらって進めてきたのにという思いは誰しもあるので、予め日が決まっていると一番返事がしやすいだろうと思う。
- 選任手続の日と公判の日を分けてほしいということではないか。
- ◇ 選任の日と審理の日を分けてやることもできることになっているが、今のところは、ほとんどの事件で、選任を午前中にやり、午後、いきなり審理に入るといような形でやっている。
- 3日間空けてきたのに実はあとの2日は無駄だった。これが一番不満だと思う。

- ◇ 確かに、選任の日だけ独立させると、とりあえず1日の日程だけ空けて、外れれば、また仕事に戻り、当たれば、あとやりくりして、来てもらうことが可能になる。この点、制度が始まる前に議論があったが、特大事件については、分けることも考えられるが、3日程度の事件では、やはり一緒にやった方がいいということだった。というのも、選任手続と公判を分けると、選任期日の後に、辞退事由が生じる場合があり、裁判員に来ていただけないという万一の事態が生じることがある。それで選任の日と審理とをくっつけてやった方が間違いないというのが今の考えである。
- 一、二か月前、どこかの県の強姦致傷事案で、補充員を含めた裁判員全員が女性になったということがあった。無作為に選んだ結果、全員女性、男性が選ばれたというレアケースでは、差し替えができるという例外規定を設けることはできないか。
- ◇ アメリカの陪審員などでは、人種問題があり、人種の構成が偏った場合には、評決が無効になるかという議論があるようである。日本の場合は、そういう問題はなく、確かに制度設計の問題として、構成について、年齢なども満遍なく選ばれる方を選ぶのか、それとも無作為抽出という点を重視するのかという議論もあったが、無作為抽出を重視する方法が選ばれたので、女性あるいは男性ばかり選ばれることもある。ただ、これがいいのかどうかは、議論の余地があるところだと思っている。
- 無作為なので、それは仕方がないと思うが、双方の性の視点や意見があった方がいいと思うので、すべて男性、あるいは女性になった場合は、特例として、差し替えられることができるという例外規定を設けた方がいいのではないかと思う。男女双方の考え方、見方が評議に反映された方がいいと思う。
- その懸念は、性犯罪の事件で、女性ばかり選ばれると判断の基準が重くなるのではということだと思われるが、性別より、人の問題であり、選ばれた人に、しっかり自覚と責任を持って審理することさえ徹底されていけばいいのではないか。
- 満遍なく選任された方がいいとは思いますが、現実として裁判官も検察官も女性比率は低く、今まで男性ばかりで事件を判断していたわけで、それは、専門家が判断するから性別の偏りは問題ないということだったのだと思うが、それが裁判員裁判という素人が入るからバランスを取らないといけないというのは理屈としておかしいと思う。
- 男性の視点、女性の視点というのが、どういう場合にあるかということも問題だと思う。それほど女性の視点や男性の視点というのがあるのか疑問である。最終的には個人差だと思う。
- 確かに、女性の視点もあることも分かるが、裁判というのは、法に照らして、この罪について、どうかということを審理するところで、女性であったら女性的な視点、男性であったら男性的な視点をあまり出し過ぎることはよくないと思う。法に照らして、きちっと結論付けていかなければいけないのではないかと思う。
- ◇ 国民参加の制度で、国民の視点を司法に取り入れるということになるわけなので、裁判員の構成も一定の偏りが生じた場合には、入れ替えるということができてもいいのではないかということも、議論としてはあり得るところだとは思う。
それが、性別なのか、職業なのか、年齢なのか、そこはいろいろな視点があるかと思うが、余りにも偏りがある構成が生じたときに、入れ替える制度がないというのは一つの問題だという指摘はあり得ると思う。

- 年齢も気になるところである。例えば、60歳以上の男性ばかり選ばれたら、私はそれも大きな偏りだと思う。自分たちの育ったときの感覚と、今の学生を見ていて、何でここまで変わっているのかというギャップがある。
- こういう場合は、これは変えましょうと例外を作っていくと、きっとほかにも出てきて、無作為で選ぶという根本が崩れ、この制度自体がおかしくなってくると思う。
- では、この性犯罪の事件を裁判員制度から外そうという意見については、どうか。
- 先ほども話に出ていたが、警察は強姦致傷で送検しているのに、起訴は強姦になっているなど、このような問題も含めて、性犯罪と裁判員裁判については考えていく必要があると思う。
- 被害者参加制度などもあり、被害者との関係では、検察官の意見はいかがか。
- △ 裁判員裁判が始まる前から強姦等の性犯罪については、起訴段階から非常に悩ましく、強姦致傷は告訴がなくても起訴できるが、被害者が、裁判に出たくないとか、そういう被害に遭ったことを誰にも知られたくないとかというようなことを言われて、やっぱり告訴しないとされたときにどうするかというと、起訴しないこともある。
- 検察官として、裁判の中で、こういう場合があるという説明もしている。被害者保護の点から、証人尋問等で衝立をしたり、別の部屋からビデオで尋問してもらってビデオリンク方式で被告人の顔を見なくて済むような形にもできるとか、名前が法廷で読み上げられないとか、住所を被告人に知られないようにするというような、いろんな制度ができていて、検察官としては、事案に即した厳しい処罰をしてもらおうと説得もしている。対象事件から外すかどうかというのも難しい問題であると思う。
- 現実にはもう少し厳しい処罰をされるべきものが、強姦罪で終わっているというのが、よくないことだと思う。きちっとした、それに見合う刑を科すべきで、それがネックとなっているのなら外していいのではないかと思う。
- 性犯罪について、裁判官による裁判のときと比べ量刑が重い方にシフトしているとの新聞報道があり、裁判員裁判でやった方が、強姦致傷の事件などは国民の意見を反映しているのではないかという意見がある。
- もし、それだけ明らかにポイントが変わっているのであれば、今の国民の意識と司法の側との間に感覚的なレベルでのずれがあったということなのかなと思う。
- こういう事件ならこういう刑ですよという一つの習慣みたいになっていたところがあったのではないか。だから、裁判員制度になって初めて国民の目ということで、そういう性犯罪に対して厳しくなったという結果になっているのではないかと思う。
- ◇ 性犯罪について、今判決が出ているのは、悪質性の高い、検察官が起訴しやすい事例に偏っている可能性がある。態様の軽重によって量刑は異なってくるので、もう少し事案の集積を待たないと、必ずしも判断できないのではないかと思う。
- 裁判員制度の運用に関する意識調査の回答結果によると、制度導入前は、国民に信用されてなかったのではないかという意見があったが、制度導入により、裁判所や司法が身近になったという結果も出ており、制度導入の価値も必ずしも否定的なものではないように思う。
- 制度導入前、裁判所に抱いていたイメージについて、「分かりにくい」とか「近づきたい印象がある」といった回答が多い、裁判所の商品価値を低く見ていたということ

- だと思う。それが裁判員裁判によって価値が上がったという点では評価できると思う。
- ◇ 非常に厳しい評価をいただいていることは素直に反省しなければならないと思っている。ただ、国民の皆様が司法を厳しい目で見ていることは健全なことだという思いもある。
 - 40年ほど保護観察官をやっていたので、裁判、特に刑事裁判には、非常に興味もあったので、裁判員制度が導入されることも違和感なく、それによって国民の声が反映できるという思いが強かった。
 - できるだけ裁判所には関わらないようにしたいと思っている人たちも一定水準いるのではないか。
 - この意識調査の結果を見ると、国民の関心は確かに高まっており、効果を上げていると思うが、私自身はこれまで裁判に全く関心がなかった。今は以前よりは関心を持っているが、それは、新聞やテレビなどのマスコミで報道されるのを見ているからで、もしそれがなかったら、今でも関心を持っていないと思う。自分が当たるかもしれないというときに少しは関心を持つが、それを過ぎると、忘れていってしまう気がする。
 - マスコミの報道の関係ではご意見はどうか。
 - 裁判員裁判が始まり、当初危惧していたことからすると、非常にスムーズにいったような気がする。予断を持たせる報道はしないとか守秘義務を守るとかいうことも踏まえ、一応、形になってきたのかなという気がする。ただ、1年を迎え、裁判所所長は新聞に出てコメントを出しておられたが、難しいとは思いますが、担当した裁判官が当該事案を一般化して公判運営にこういう工夫をしたというようなことを語っていただければ一年の総括ができたのではないかと考えている。
 - 裁判員裁判が普通になっていくと、それに関する報道の意義も薄れていくと思う。むしろ法教育ということで、司法の在り方や実際の運営について、国民に対する教育という方向で徹底していくことが大事になってくるかと思う。もちろん報道も結果的には法教育的なものにはなるが。
 - もちろん教育も大事だが、一斉に教えられるというのが、よくて高校までで、その人たちが、有権者になるまで数年かかり、教わった人が有権者の過半数を超えるまでは何年も掛かるわけで、そういうことを考えると、社会人に対する法教育というものも考えていかないといけないと思う。
 - 制度が始まる前は、裁判所や検察庁において勉強会や説明会を多く行っていたと思うが、実際始まってからもそういう広報はしているのか。
 - 裁判員制度が始まった後は、少なくなっているが、実際に、まだ今も申し込みがあり、個別に対応はしているところで、裁判員候補者になった方に対する受け皿としても、説明会を行うことは予定している。
 - 実際に、裁判官や検察官に来てもらって説明会を開くと、いろいろな面で質問等もできるので、まだ始まって1年目なので、県下でもやってもらいたい。